

【 投 薬 】**705 亜鉛（Zn）検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（亜鉛欠乏症の患者に対する投与開始時）の算定について**

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

亜鉛欠乏症に対して投与開始時にD007「37」亜鉛（Zn）の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の投与は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の添付文書の用法及び用量に関連する注意には「投与開始時及び用量変更時には、血清亜鉛濃度の確認を行うこと。」とあり、血清亜鉛濃度からみて亜鉛不足に起因する症状を呈している患者であるかを確認する必要がある。

以上のことから、亜鉛欠乏症に対して投与開始時にD007「37」亜鉛（Zn）の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の投与は、原則として認められないと判断した。

【 投 薬 】

707 酸化マグネシウムの倍量までの算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

酸化マグネシウムの投与量は、原則として倍量まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

酸化マグネシウムの添付文書の用法用量には、「年齢、症状により適宜増減する。」とある。患者の症状の改善のため投与量を増量する場合であっても、用法用量の倍量までの投与が妥当と考える。

以上のことから、酸化マグネシウムの投与量は、原則として倍量まで認められると判断した。

【 投 薬 】**709 広範囲抗菌点眼剤（アレルギー性結膜炎の患者）の算定について****《令和7年10月31日》****○ 取扱い**

アレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤（オフロキサシン点眼液）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

オフロキサシン点眼液の添付文書の効能・効果にある適応症は「眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎（角膜潰瘍を含む。）、眼科周術期の無菌化療法」である。アレルギー性結膜炎の症状を抑える対症療法として抗アレルギー剤の点眼液を使用し、炎症が強い場合はステロイド剤の点眼液を併用する場合もある。ただし、効能・効果に適応症がないアレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤（オフロキサシン点眼液）の投与の必要性はないと考えられる。

以上のことから、アレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤（オフロキサシン点眼液）の算定は、原則として認められないと判断した。

【 投 薬 】**710 ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬（12歳未満の小児）の投与について**

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬（ライトゲン配合シロップ等）の12歳未満の小児への投与は、原則、認められない。

ただし、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。

○ 取扱いを作成した根拠等

ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬（ライトゲン配合シロップ等）の算定については、添付文書に「12歳未満の小児に投与しないこと。呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。」とあることから、原則、認められない。

ただし、審査に当たっては、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が当該患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。